徳山工業高等専門学校における公的研究費等の運営・管理における責任体制について

独立行政法人国立高等専門学校機構における公的研究費等の取扱いに関する規則 (平成27年1月26日制定)の規定に基づき徳山工業高等専門学校における公的研究費 等の運営・管理における責任体制図を下記のとおり公表します。

コンプライアンス推進責任者

独立行政法人国立高等専門学校機構 徳山工業高等専門学校長

本校における公的研究費等の適正な運営及び管理並びにそれらに関するコンプライアンス教育について統括する権限と責任を有する。

コンプライアンス推進副責任者

- 1. コンプライアンス推進責任者の指示に基づき、不正使用の防止を図るため、教職員等にコンプライアンス教育を実施する。
- 2. 教職員が適切に公的研究費等の管理、執行等を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

職名	対象教職員
一般科目主任	一般科目教員
機械電気工学科主任	機械電気工学科教員
情報電子工学科主任	情報電子工学科教員
土木建築工学科主任	土木建築工学科教員
教育研究支援センター長	教育研究支援センター職員
事務部長	事務職員